

移動等円滑化取組計画書

2019年12月26日

住 所 千葉県千葉市美浜区新港32-12

事業者名 ちばシティバス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 林田 暁  
(役職名  
及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が保有する乗合バス車両においては、2019年度末時点のノンステップバス導入率は25%である。(適用除外車両を除く)。道路状況により、ノンステップバスを導入することが難しい路線もあるが、ノンステップバスの導入を検討する。  
2020年度は2両ノンステップバスを新造する予定である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを2台導入予定。(2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停留所における情報提供の拡充	JR 稲毛駅は一つの停留所から、複数の行き先にバスが発車する(例、稲毛駅西口5番バス停は、行き先がイオンモールFM前、稲毛海岸駅、検見川浜駅、アクアリンクちば、新港車庫行のバスが発着する)、バス停付近の道路に行き先を印した白線を引き、

	行き先ごとにバス停にて待機するスペースを確保し、高齢者、障害者の誤乗車防止に努める。(2020年度実施予定)
--	--

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
身体・精神障害者、免許証を返納された高齢者に対し、割引運賃の掲載	精神・身体障害者、免許証を返納された高齢者の乗客に対し、適用される割引運賃をウェブサイトに掲載する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	乗務員を対象とし、実際にバス車内にて車いすを用いて、車いすの乗降訓練を行う。バス車内にて車いすの固定方法の研修も行い転倒等による車内事故防止に努める。(2018年度から継続的に実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

県内公共交通事業者会議等に参加し、県や交通事業者と意見交換等を行い、必要な協力を行う。
---

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。